

(様式2-1)

記入例

色のついているところを記入してください
農用地利用集積等促進計画(借受け及び貸付)

1. 各筆明細及び承諾書・同意書

市町名	高松市	農地機構に権利設定をする者(甲) (出し手)	郵便番号	760-0017	世帯員番号	フリガナ	タカマツ ジロウ	同意印	生年月日	電話番号	
地域計画 区域名		農地中間管理機構(乙)	郵便番号	761-8078	世帯員番号	フリガナ	サイカガワノチコウ リジチョウ クワハ ヒシ	同意印	生年月日	電話番号	
整理番号		農地機構から権利の設定を受ける者(丙) (受け手)	郵便番号	760-0017	世帯員番号	9999XXX	フリガナ	同意印	生年月日	電話番号	
受付票 コード			住所	高松市番町1丁目11番地			氏名又は 名称及び 代表者名	高松 二郎	印	S25. 1. 1	087-XXX-XXXX
			住所	高松市仏生山町甲263番地1			氏名又は 名称及び 代表者名	公益財団法人香川県農地機構 理事長 桑原 仁			087-816-3955
			住所	高松市番町4丁目1番地3			氏名又は 名称及び 代表者名	農事組合法人高松 代表理事 香川 県	印	-	087-ZZZ-VVVV

区域	所在		地番	現況 地目	面積 (㎡)	利用権 の種類	内容 (目的)	始期 (年月日)	終期 (年月日)	存続 期間 (年月)	10aあたり 借賃(円)	借賃(円)	(乙)に対する 借賃の 支払先 及び方法	(丙)に対する 借賃の 支払先 及び方法	権利設定する土地の(甲)以外の権原者(D)			備考	
	大字	字													住所	氏名	権原 の種類		
1	新高松町	旧高松	10000-1	田	1,001	賃借権	水稻、露地 野菜	令和7年4月 1日	令和17年3 月31日	10年	1,000	1,001	毎年12月末日 までに高松 二郎の指定口 座に振込む	毎年12月10日 までに機構の 指定口座に振 込む				○	
1	新高松町	旧高松	10000-2	田	1,002	〃	水稻、露地 野菜	〃	〃	〃	1,000	1,002							
1	新高松町	旧高松	10000-3	畑	1,003	〃	露地野菜	〃	〃	〃	1,000	1,003							
1	新高松町	旧高松	10000-4	畑	1,004.00の 内503.00	〃	露地野菜	〃	〃	〃	1,000	503	令和7年12月 から10年間	令和7年12月 から10年間					
1	新高松町	旧高松	10000-5	畑	1,005.00の 内504.00	〃	露地野菜	〃	〃	〃	1,000	504							
1	新高松町	旧高松	10000-6	畑	1,006.00の 内505.00	〃	露地野菜	〃	〃	〃	1,000	505							
1	新高松町	旧高松	10000-7	畑	1,007.00の 内506.00	〃	露地野菜	〃	〃	〃	1,000	506							
1	新高松町	旧高松	10000-8	畑	1,008.00の 内507.00	〃	露地野菜	〃	〃	〃	1,000	507							
計			8筆		5,531														

※ 区域欄は、1. 農業振興地域 2. 農業振興地域でなく、かつ市街化区域でない区域 ※ 再設定は、移転及び再貸付

承諾書(出し手用) 甲は、以下の項目を承諾します。


- ・関係する機関、団体、個人への個人情報提供に問題はありません。
- ・前項貸借で申請に誤りがあった場合、農地台帳等の公文書に基づく修正がなされても問題ありません。
- ・農用地の相続登記、共有者、抵当権については、前項及びその他の書類の記載に間違いがありません。
- ・前項の記載、共有名義人、未相続の同意書等に誤りがあり、丙または乙に不利益が生じた場合は、甲の責任により適切に対応します。
- ・未相続・共有農地がある場合は、添付の同意書で持ち分の権利の合計が過半数であることに間違いありません。
- ・各筆明細の共通事項の記載事項を遵守するとともに、乙を介さずに解決できる問題等は丙と調整し、解決します。
- ・抵当権等の担保権が設定されている農地の競売等の申入れがあった際、遅滞なく乙に連絡し、誠意を持って乙と協議・対応します。
- ・丙または乙が行う修繕もしくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、原状回復を求めません。

同意書(受け手用) 丙は、以下の項目を同意します。

- ・関係する機関、団体、個人への個人情報提供に問題はありません。
- ・前項貸借で申請に誤りがあった場合、農地台帳等の公文書に基づく修正がなされても問題ありません。
- ・自ら農地の現況を確認しており、借受けに問題はありません。
- ・正当な理由がある場合を除き、期間満了まで借受けし、適切に管理します。
- ・各筆明細の共通事項の記載事項を遵守するとともに、乙を介さずに解決できる問題等は甲と調整し、解決します。
- ・借受ける農地に抵当権等が設定されている場合には、そのことを承知の上で借り受けします。

よく読んでご確認ください

必要な添付書類は、
市町駐在の農地集積専門員へ
農地機構のホームページから入手できます
<https://kagawa-nk.jp>



※口座登録のため、本書類に以下の書類を添付してください
出し手は、賃借料口座振込依頼書 様式2-13
受け手は、貯金口座振替依頼書 様式2-11
及び貯金口座振替払いに関する依頼書 様式2-12

物納は取扱いません

追加がある場合は空白の行に加筆

原則は、10年以上

終期は、月末

受け手と出し手間で調整した金額

始期は、1日

賃貸借の場合は、口座登録が必要※

相続未登記農地の場合は、この欄への記入は不可同意書を添付

該当する農地について、共有名義の場合は、権利持ち分の過半の共有者(甲を除く)の住所と氏名を記入して押印または、権利持ち分の過半の同意書を添付

抵当権がある場合に○

一部面積のみ作付けの借入れの場合は内面積を記入

使用貸借権か賃借権のいずれかを入れる無償の場合は使用貸借権有償の場合は賃借権